

(4) その他

被服貸与についても、部署により差が見られるものの、前期と同じように被服貸与簿による貸与品の管理

平成25年度定期監査に関する特記意見書

本年度の定期監査は、全部署を対象に統一したテーマで前期、後期の2期に分けて実施した。

結果は、各期の結果報告書のとおりであるが、以下の項目について特に改善が必要であると認められるので、早急に取組みをされるよう意見を述べる。

(1) 歳入に関する執行について

佐渡市財務規則の規定と異なる手続の執行が見受けられたので、財務課と会計課による確認体制の強化と研修等での周知徹底を望むものである。

(2) 財産に関する管理状況について

財産について、ほとんどの部署が財産・備品管理システムにより管理しているが、その所管する財産登録の整理が徹底されておらず、誤りが非常に多い。

これについては、佐渡市全体としての財産管理統括の問題点でもあるので、早急に財務課が主となり改善されたい。

(3) 職員の服務について

職員の服務に関しては下記のとおり

が不十分であった。

また、雨具・防寒着等の一定の基準制定や被服貸与規定の見直しについて、引き続き検討を望むものである。

り条例、規則等の規定どおり運用されていない事例が非常に多く見受けられたので、特に改善されるよう要望する。

ア 佐渡市職員の勤務については、佐渡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則、並びに佐渡市職員服務規程に規定されているが、これらを充分理解し、順守していない傾向が見られ、憂慮すべき状況にある。

具体的には勤務時間の出勤簿の記載誤り、時間外勤務命令時間の運用方法や年休及び勤務振替の運用方法の誤りが非常に多い。なかでも時間外勤務においては、手当の過払いとなり戻入を行うこととなった事例があり、特に注意されたい。

これらは市職員として順守すべき基本的な事項であるが、市町村合併以降統一した研修もされていないので、総務課が中心となり周知徹底を図られたい。

イ 出勤簿については、本庁、支所、行政サービスセンター、各出先機

関においてその運用方法が統一されていない状況にあるが、これらは休暇、代休、時間外勤務など職員管理の基本事項とも密接に関連する事項でもあるので、全庁的なタイムレコーダーの導入も含めた運用方法の見直しを検討されたい。

(4) 被服貸与について

公務で使用される被服等の貸与については、佐渡市被服貸与規程、佐渡市消防職員の被服等の支給及び貸与に関する規則に基づき運用されている。

監査の結果、一般職の職員において、貸与基準に基づいた被服貸与簿の整理が規定どおりに運用されていないものが散見された。被服貸与簿による管理を指導する担当部署が不明確であるためと思われるので、担当部署を明確にし、指導を徹底されたい。

また、貸与品の品質や市章等の貼付方法及び購入時期について、各部署で相当差異が見受けられたので、一定の基準制定を図られたい。

併せて、佐渡市被服貸与規程第1条にかかる「職務の性質により定められた服装を着用しなければならない職員」についての具体的な基準が不明確であり、運用基準も定められていないので、規定の見直しを強く要望するものである。

「佐渡市一斉清掃」参加募集！

期 間 6月28日(土)、6月29日(日) ※予備日7月5日(土)、7月6日(日)

場 所 集落内道路や海岸(湖岸)等

お問い合わせ 市役所環境対策課 ☎63-3113

または、各支所・行政サービスセンター



今年の佐渡は魅力満載。新造船「ときわ丸」の就航、トキふれあいプラザのトキから3羽のひなが誕生と、観光客等の入込みにも大いに期待が持てます。

多くの方々をきれいな佐渡でお迎えするために、みんなで佐渡をきれいにしましょう。

また佐渡金銀山の世界遺産登録に弾みをつけるためにも、市民が一丸となって一斉清掃に取り組みましょう。ぜひ、多くの皆さまのご参加をお願いします。

ご参加いただける方は、各地区の市政事務嘱託員へご連絡ください。

